

新版	旧版（令和6年2月）	改訂理由
令和7年2月 発電所に係る 環境影響評価の手引 経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課	令和6年2月 発電所に係る 環境影響評価の手引 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課	※組織改編による修正

新版	旧版（令和6年2月）	改訂理由
【目次】 第1章～第5章（略） 参考資料……………587 I. ～VII.（略） VIII. 防衛・風力発電調整法の施行に伴う環境影響評価手続きの進め方の留意点について648 【第1章】環境影響評価の手続 1 手続きの概要 (1)～(9)（略） 〈参考〉環境影響評価の現況調査等の前倒し実施について (略) 〈参考〉陸上風力発電所を設置する際の防衛省への事前相談について 陸上風力発電所の設置の事業については、早い段階で防衛省に相談を行うことが望ましい。 (参考資料VIIIを参照。) 2～4（略） 5 環境影響評価方法書の作成等 (1) 方法書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項（略） (2) 対象事業実施区域の考え方 1)～3)（略） 4) 風力発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要となる工 用仮設道路・工 用資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工 用濁水処理施設、 工 用ヤードの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。加えて、 洋上風力発電事業については、設置の工事に係る一連の事業（例えば、陸揚げ地点等） を含む区域。 上記を踏まえ、事業者により対象事業実施区域を定めることとなるが、この後のアセス メント手続きにおいて、対象事業実施区域の変更によりアセスメント手続きを方法書か ら再度行うこととなる可能性があるため、区域の設定に当たっては十分な検討が必要と なる。 (略) 6～10（略）	【目次】 第1章～第5章（略） 参考資料……………587 I. ～VII.（略） 【第1章】環境影響評価の手続 1 手続きの概要 (1)～(9)（略） 〈参考〉環境影響評価の現況調査等の前倒し実施について (略) 2～4（略） 5 環境影響評価方法書の作成等 (1) 方法書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項（略） (2) 対象事業実施区域の考え方 1)～3)（略） 4) 風力発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要となる工 用仮設道路・工 用資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工 用濁水処理施設、 工 用ヤードの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。 上記を踏まえ、事業者により対象事業実施区域を定めることとなるが、この後のアセス メント手続きにおいて、対象事業実施区域の変更によりアセスメント手続きを方法書か ら再度行うこととなる可能性があるため、区域の設定に当たっては十分な検討が必要と なる。 (略) 6～10（略）	※「防衛・風力発電調整法」施行を踏まえ、環境影響評価手続上の留意点を追加したことによる目次変更 ※「防衛・風力発電調整法」の施行を踏まえ、環境影響評価手続上の留意点を追加 ※洋上風力発電所における事業実施区域の考え方を追記

新版				旧版（令和 6 年 2 月）				改訂理由
【第 2 章】～【第 4 章】（略）				【第 2 章】～【第 4 章】（略）				※誤記を修正
【第 5 章】環境審査容量・指針 経過措置に関する事項				【第 5 章】環境審査容量・指針 経過措置に関する事項				
1 環境審査要領・指針（略）				1 環境審査要領・指針（略）				
2 経過措置に関する事項				2 経過措置に関する事項				
（1）省議アセスの経過措置に関する事項（略）				（1）省議アセスの経過措置に関する事項（略）				
条文	環境影響評価法	省議アセス		条文	環境影響評価法	省議アセス		
附則第 2 条第 1 項第 1 号	第 7 条の手続を経た方法書（方法書の公告・縦覧を終えたもの）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	附則第 2 条第 1 項第 1 号	第 7 条の手続を経た方法書（方法書の公告・縦覧を終えたもの）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	
附則第 2 条第 1 項第 2 号	第 9 条の手続を経た同条の書類（方法書に対する住民等の意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	附則第 2 条第 1 項第 2 号	第 9 条の手続を経た同条の書類（方法書に対する住民等の意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	
附則第 2 条第 1 項第 3 号	第 10 条第 1 項の書面（方法書に対する都道府県知事の意見）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	附則第 2 条第 1 項第 3 号	第 10 条第 1 項の書面（方法書に対する都道府県知事の意見）	発電所は該当無し	現在スコーピングは行っていないため	
附則第 2 条第 1 項第 4 号	第 16 条及び第 17 条の手続を経た準備書（準備書の公告・縦覧及び説明会を終えたもの）	発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施について定められた発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針（以下「発電所実施方針」という。）第 2 により作成された環境影響調査書であって、発電所実施方針別添 2 の環境影響調査及び環境審査に伴う地元住民等への周知等の措置要綱（以下「発電所措置要綱」という。）第 2 の 1 に基づく地元住民等への周知等の手続を経たもの	いわゆる、1 月の縦覧が終わっているもの	附則第 2 条第 1 項第 4 号	第 16 条及び第 17 条の手続を経た準備書（準備書の公告・縦覧及び説明会を終えたもの）	発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施についておいて定められた発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針（以下「発電所実施方針」という。）第 2 により作成された環境影響調査書であって、発電所実施方針別添 2 の環境影響調査及び環境審査に伴う地元住民等への周知等の措置要綱（以下「発電所措置要綱」という。）第 2 の 1 に基づく地元住民等への周知等の手続を経たもの	いわゆる、1 月の縦覧が終わっているもの	
附則第 2 条第 1 項第 5 号	第 19 条の手続を経た同条の書類（準備書に対する住民等の意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類）	発電所措置要綱第 2 の 2 の③によりとりまとめられた地元住民の意見の概要及びこれに対する電気事業者等の見解を記載した書面であって、発電所措置要綱第 2 の 2 の④による関係地方公共団体に対する送付の手続を経たもの	いわゆる、「地元公開・周知等の報告について」を知事等に送付が終わっているもの	附則第 2 条第 1 項第 5 号	第 19 条の手続を経た同条の書類（準備書に対する住民等の意見の概要を関係地方公共団体の長に送付した書類）	発電所措置要綱第 2 の 2 の③によりとりまとめられた地元住民の意見の概要及びこれに対する電気事業者等の見解を記載した書面であって、発電所措置要綱第 2 の 2 の④による関係地方公共団体に対する送付の手続を経たもの	いわゆる、「地元公開・周知等の報告について」を知事等に送付が終わっているもの	
附則第 2 条第 1 項第 6 号	第 20 条第 1 項の書面（準備書に対する都道府県知事の意見）	発電所実施方針第 5 の 1 により通商産業省が電気事業者等に対し行った指導の内容を記載した書類	電調審後の通商産業省の指導文書	附則第 2 条第 1 項第 6 号	第 20 条第 1 項の書面（準備書に対する都道府県知事の意見）	発電所実施方針第 5 の 1 により通商産業省が電気事業者等に対し行った指導の内容を記載した書類	電調審後の通商産業省の指導文書	
附則第 2 条第 1 項第 7 号	第 21 条第 2 項の評価書（評価書の作成）	発電所は該当無し		附則第 2 条第 1 項第 7 号	第 21 条第 2 項の評価書（評価書の作成）	発電所は該当無し		
附則第 2 条第 1 項第 8 号	第 26 条第 2 項の評価書（関係地方公共団体への評価書等の送付）	発電所実施方針第 6 の 1 により作成された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の作成が終わっているもの	附則第 2 条第 1 項第 8 号	第 26 条第 2 項の評価書（関係地方公共団体への評価書等の送付）	発電所実施方針第 6 の 1 により作成された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の作成が終わっているもの	
附則第 2 条第 1 項第 9 号	第 27 条の手続を経た評価書（評価書の公告・縦覧を終えたもの）	発電所措置要綱第 3 による縦覧が開始された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の公告をし、縦覧を開始しているもの	附則第 2 条第 1 項第 9 号	第 27 条の手続を経た評価書（評価書の公告・縦覧を終えたもの）	発電所措置要綱第 3 による縦覧が開始された修正環境影響調査書	修正環境影響調査書の公告をし、縦覧を開始しているもの	
（2）～（4）（略）				（2）～（4）（略）				

新版	旧版（令和6年2月）	改訂理由
【参考資料】 I～Ⅶ.（略） Ⅷ. 防衛・風力発電調整法の施行に伴う環境影響評価手続を進める際の留意点について 1. 概要 陸上風力発電設備が、我が国周辺の警戒監視等を行う自衛隊等のレーダーや人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼす恐れがあることを踏まえ、風力発電の導入促進と自衛隊等の活動との調和を図るため、「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号）（以下「防衛・風力発電調整法」という。）」が令和6年5月17日に成立。 これにより、防衛大臣の指定する電波障害防止区域内に陸上風力発電設備を設置する場合には、環境影響評価手続における評価書確定通知受領後から着工前までの期間に、設備位置・風車高等について防衛省への届出が義務付けられることとなった。 さらに、届出を行った陸上風力発電設備について、防衛大臣は自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の有無を通知し、影響がある場合には、通知日から最長2年間工事を行うことが出来ず、防衛大臣と協議を行うこととなる。 なお、届出を行わずに着工した場合や、上記の工事禁止期間中に工事を行った場合等には、防衛・風力発電調整法に基づく罰則が適用される場合がある。 2. 風力発電事業者へのお願い 以上の新制度が開始されるため、電波障害防止区域（当該区域以外にわたる場合を含む。）において陸上風力発電設備を設置若しくはリプレースをしようとする事業者においては、環境影響評価手続を円滑に行う観点から、事業計画策定の可能な限り早期の段階で、防衛省への事前相談を行う等の対応をお願いする。 具体的には、以下①～⑤の各段階で、それぞれ記載の内容を実施されたい。 ① 計画段階環境配慮書送付まで 可能な限り早期の段階で事業内容を防衛省へ事前相談 ※ 事前相談の方法は、4. に記載の問い合わせ先より防衛省へ確認。 ② 環境影響評価方法書作成時 方法書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談 ③ 環境影響評価準備書作成時 準備書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談 準備書を経済産業省に届出する際、経済産業省に防衛省との相談結果を通知 ④ 環境影響評価書作成時 評価書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談 評価書を経済産業省に届出する際、経済産業省に防衛省との相談結果を通知 ⑤ 確定通知受領後から着工前まで 防衛省に対し防衛・風力発電調整法に基づく届出を提出 なお、防衛省は、電波障害防止区域以外の区域において陸上風力発電設備を設置若しくはリプレースをしようとする場合においても、引き続き、事業計画策定の可能な限り早期の段階で事前相談を行う等の対応をお願いしている。	【参考資料】 I～Ⅶ.（略）	※「防衛・風力発電調整法」の施行を踏まえ、環境影響評価手続上の留意点を追加

新版	旧版（令和6年2月）	改訂理由
3. 事前相談についての留意点 陸上風力発電設備の設備位置・風車高等が未定の場合であっても、早い段階での防衛省への事前相談が推奨される。 4. 防衛省の問合せ先 防衛省防衛政策局運用基盤課 風力発電相談窓口 03-3268-3111 f-soudan@ext.mod.go.jp 【防衛省HP】 https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html		